

# 一般社団法人日本接着歯学会 役員選任規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本接着歯学会（以下「本会」という。）定款第21条で定められた役員を選任方法について必要な事項を定める。

## (選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、本会で実施される役員選出及び代議員選出と選挙に関するすべての業務を行う。

2. 委員会は定款及び規程の定めに従い、その業務を行う。
3. 委員会は前項の定め範囲内で、委員会運営及び選出や選挙実施に必要な事項を定めることができる。
4. 選挙に関わる異議申し立てがあった場合には、委員会で審議し、方針を決定することができる。
5. 選挙に関し、第2項の定めのない事項が発生し、疑義が生じた場合には、委員会が解決にあたるものとする。

## (委員の資格、構成及び任期等)

第3条 委員会は、若干名の委員によって構成される。

2. 委員長は、本会会員の中から理事長が指名する。
3. 委員は、正会員から委員長が指名する。
4. 委員会は、当該選挙の管理事項終了をもって解散するものとする。

## (選挙結果の報告)

第4条 選挙管理委員会委員長は選挙結果を速やかに理事長へ報告する。

## (理事の選出)

第5条 理事は、次の各号の選出方法により選出された者の中から、総会の決議によって選任する。

- (1) 次期理事候補者は、役員改選時の代議員の中から次期理事に立候補した者を被選挙人として代議員の郵送又は電磁的方法による投票によって、得票の上位より定数を選出する。同数得票者がある時は本会会員歴の長い者から選出するものとする。
  - (2) 次期理事候補者は、前年度迄の会費を完納していなければならない。
  - (3) 前号の次期理事に立候補した者は、前年度までの会費を完納した本人以外の代議員4名の推薦を受け、所定の届出を行った者とする。
  - (4) 前号の推薦者は、自身の立候補に関して制限を受けない。
2. 理事に欠員が生じた場合には、後任者は理事長が推薦し、理事会及び社員総会の承認を経て、補充することができる。

## (理事の定年)

第6条 理事の定年は65歳とする。任期中にその年齢に達する場合には、任期が終了するまでとする。

2. 任期満了に伴う改選の場合に、当該定時社員総会の開催日当日に65歳に達するものは定年者とみなす。

## (理事長の選出)

第7条 理事会は、本規程第5条により選任された理事の中から、次期理事長候補の副理事長を任期の始まる最初の理事会の決議を経て、理事長を決定する。

## (副理事長の選出)

第8条 理事会は、本規程第5条により選任された理事の中から、次期理事長候補副理事長適任者1名及び理事長により推薦された者1名の計2名を、任期の始まる最初の理事会で副理事長として選定する。

(次期理事長候補副理事長の選出)

第9条 次期理事長候補副理事長は、理事会において、次の各号の選出方法によって選定され、社員総会に報告するものとする。

- (1) 第5条で選出された理事は次期理事長候補副理事長に立候補することができる。
- (2) 次期理事長候補副理事長候補者は、本人以外の第5条で選出された理事3名の推薦書及び本人の所信を添えて、所定の届出を行った者とする。
- (3) 次期理事長候補副理事長候補者が1名の場合は、第5条で選出された理事による信任投票を行い、有効投票数の過半数をもって決する。
- (4) 前号の信任投票にて信任が得られなかった場合、2名以上が立候補した場合及び立候補者がいなかった場合は、選挙管理委員会にて協議を行う。
- (5) 前号の協議の結果、第5条で選出された理事の郵送又は電磁的方法による投票(単記)を行う場合は、その過半数を得た者とする。
- (6) 前号の投票にて過半数以上の得票者がなかった場合には、得票数上位2名を被推薦者として再度郵送又は電磁的方法による投票を行う。上位得票者の得票が同数の場合には、それら上位得票者による決選投票を行う。

(監事)

第10条 監事は、理事長が2名を推薦し、社員総会で選任する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事長の発議により、規程検討委員会での協議のうえ、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成29年6月11日から施行する。
2. この規程は、平成29年11月26日から一部改定施行する。
3. この規程は、令和3年9月26日から一部改定施行する。